

飯塚市鳥獣被害防止柵集落共同設置事業費補助金 Q & A

令和 6 年 4 月 1 日

【補助金の対象について】

Q1：本補助金の交付対象者は？

A1：当該年度の国の鳥獣被害防止総合対策整備事業（以下「国事業」といいます。）による侵入防止柵の資材支給を要望していた飯塚市内の地区のうち、予算の都合により交付決定対象から外れた地区の方々が対象となります。

また、市税に滞納がないことが条件となります。

Q2：市税の納税状況はどのようにして確認するのですか？

A2：補助金の交付申請の際に「市税の納税状況確認同意書」を提出していただいた後、市が市税の納税状況を確認します。

交付申請者に市税の滞納がある場合は、補助金の交付決定は認められませんのでご注意ください。

Q3：本補助金の対象地とは？

A3：国事業において設置を要望していた同一箇所となります。

Q4：本補助金の対象となる経費は？

A4：国事業において要望していた対象資材（ワイヤーメッシュ柵、電気柵）と同一の資材で、かつ同一延長であるものの購入費及び設置箇所までの送料（消費税込み）が補助対象となります。ただし、工具、施工費は対象外となります。

また、対象資材を国事業の落札事業者から購入していただくことが条件となります。

【補助の申請等について】

Q5：本補助金の補助割合は？

A5：嘉飯桂地区鳥獣被害防止対策協議会が国事業によって現物支給する柵等を整備するとした場合の1地区当たりの整備費用が補助金額になります。

Q6：国事業で申請した内容を変更することはできますか？

A6：国事業で申請した申請者や対象地、設置延長等を変更することはできません。

Q7：補助金の支払時期はいつですか？

A7：事業完了後、交付決定者から実績報告書の提出がなされた後、書類審査及び現地調査を行ったうえで、指定口座へ振り込みます。

Q8：補助事業の完了前に補助金の交付を請求することはできますか？

A8：市長が特に必要があると認めたものについては、事業の完了前であっても、その補助金の全部又は一部を交付することができます。

【その他】

Q9：本補助金で設置した侵入防止柵の維持管理及び取り扱いは？

A9：補助事業者は本事業で設置した資材を良好な状態で保持し、適正に管理しなければなりません。また、本事業で設置した資材は、要綱で定める処分制限期限内、市長の承認を受けることなく、補助金の目的に反して使用し、譲渡、交換、貸し付け等を行うことはできません。